



大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書



令和 6 年 3 月 27 日
鹿屋市・大崎町



大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と大崎町（以下「乙」という。）は、平成21年10月7日に締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定書の一部を次のように変更する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

ア 医療

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 圏域 医療体制の充実・確保	(1) 圏域の医療体制の充実に向け、医師確保等の取組を推進する。	(1) 乙及び関係機関と連携して大隅4市5町保健医療推進協議会を設置し、産科医を始めとする専門医師等の確保など、圏域の医療体制の維持・充実に向けた取組を推進する。 (2) 鹿児島県、鹿児島県医師会、大学医局等、医師の派遣等に係る諸関係機関との調整を行う。	(1) 甲及び関係機関と連携して大隅4市5町保健医療推進協議会に参画し、専門医師等の確保など、圏域の医療体制の維持・充実に向けて協力する。 (2) 乙の地域の医師会等、関係機関との必要な調整を行う。
	(2) 圏域の救急医療体制を維持・確保するため、大隅広域夜間	(1) 圏域の救急医療体制を維持・確保するため、大隅広域夜間急病センターの運営を行う。 (2) 大隅広域夜間急病セ	(1) 乙の住民の利用に供するため、大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を受益に応じて負担

	急病センタ ー及び救急 医療電話相 談センター を圏域市町 が連携して 運営する。	ンターの円滑な運営に 資するため、運営協議 会を設置し、運営する。	する。 (2) 甲が設置する運営 協議会に参画する。
2 救急 医療受 診の適 正化	(1) 圏域の救 急医療体制 を維持する ため、救急医 療機関の適 正受診の啓 発を図る。	(1) 乙及び関係機関と連 携し、救急医療機関の 適正受診の啓発を行 う。 (2) 特に圏域内全体から 受診が集中する甲の区 域内の主要な病院等と 連携した適正受診の啓 発を実施する。	(1) 甲及び関係機関と 連携し、救急医療機 関の適正受診の啓 発を行う。

イ 福祉

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 認知 症高齢 者等に 係る支 援体 制 の整備	(1) 圏域内の 高齢者が安 心して暮ら せるように、 関係機関と 連携し、認知 症高齢者等 に対する支 援体制を整 備する。	(1) 乙及び関係機関と連 携し、認知症高齢者等 及び介護者への支援体 制を構築する。 (2) 乙及び医師会等と連 携し、在宅医療の推進 を図る。	(1) 甲及び関係機関と 連携し、認知症高齢 者等及び介護者への 支援体制を構築す る。 (2) 甲及び乙の地域の 医師会等と連携し、 在宅医療の推進を図 る。

ウ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 大隅 ブランドの確立	(1) 全国でも有数の生産量を誇る地元農林水産物等やその加工品の地域ブランド化に取り組み、大隅ブランドの確立による地域経済の活性化を図る。	(1) 乙及び関係機関と連携し、ブランド認証制度等を構築する。 (2) 乙及び関係機関と連携し、大隅ブランドのPR活動を推進するとともに、志布志港、東九州自動車道、大隅縦貫道等の社会インフラを活用し、国内外に向けた販路開拓等を推進する。 (3) 甲の区域内の大隅ブランド認定產品の生産を振興するとともに、大隅ブランドにふさわしい產品の生産及び大隅加工技術研究センターを活用した商品開発を支援する。	(1) 甲及び関係機関と連携し、大隅ブランドのPR活動を推進するとともに、志布志港、東九州自動車道、大隅縦貫道等の社会インフラを活用し、国内外に向けた販路開拓等を推進する。 (2) 乙の区域内の大隅ブランド認定產品の生産を振興するとともに、大隅ブランドにふさわしい產品の生産及び大隅加工技術研究センターを活用した商品開発を支援する。
2 6次 産業化 の推進	(1) 圏域の基幹産業であり、全国有数の生産高となっている第1次産業の所得向上	(1) 乙及び関係機関と連携し、6次産業化を推進するための支援体制を強化する。 (2) 大隅加工技術研究センターと連携し、甲の区域内の第1次産品を	(1) 甲及び関係機関と連携し、6次産業化を推進するための支援体制を強化する。 (2) 大隅加工技術研究センターと連携し、乙の区域内の第1次

	<p>と産品の高付加価値化を図る6次産業化を推進するとともに、食品加工工業等の起業、立地を促進する。</p>	<p>活用した6次産業化を推進する。</p> <p>(3) 圏域内の第1次産品を甲の区域内において加工、製造する事業者を支援する。</p> <p>(4) 大隅加工技術研究センターと連携して、事業者、研究機関等の甲の区域内への立地を促進する。</p>	<p>産品を活用した6次産業化を推進する。</p> <p>(3) 圏域内の第1次産品を乙の区域内において加工、製造する事業者を支援する。</p> <p>(4) 大隅加工技術研究センターと連携して、事業者、研究機関等の乙の区域内への立地を促進する。</p>
3 畜産業の振興	<p>(1) 酪農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産に係る作業の外部化による効率的な飼料生産体制を確立する。</p>	<p>(1) 酪農家の粗飼料生産受託事業を広域で行う、鹿屋市酪農コントラクター事業組合を支援する。</p> <p>(2) 甲の区域内の酪農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合に粗飼料生産委託を行う大隅広域酪農コントラクター利用組合への加入を促進する。</p> <p>(3) 甲の区域内の当該利用組合員以外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合の利用を促進する。</p>	<p>(1) 乙の区域内の当該利用組合員以外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合の利用を促進する。</p> <p>(2) (1)を推進するに当たり、必要な経費を負担する。</p>
	(2) 家畜の防	(1) 乙及び関係機関と連	(1) 甲及び関係機関と

	<p>疫体制の整備・強化により家畜伝染病の侵入・蔓延を防止する。</p>	<p>携し、家畜伝染病の発生時における圏域への侵入及び蔓延の防止対策を行う。</p> <p>(2) 関係機関と連携し、甲の区域の畜産農家における衛生管理の向上を図る。</p>	<p>連携し、家畜伝染病の発生時における圏域への侵入及び蔓延の防止対策を行う。</p> <p>(2) 関係機関と連携し、乙の区域の畜産農家における衛生管理の向上を図る。</p>
4 鳥獣被害対策の推進	<p>(1) 鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。</p>	<p>(1) 乙及び関係機関等と連携し、有害鳥獣捕獲実施情報、捕獲状況、モデル的な鳥獣被害対策の実施状況及び取組等の効果的な対策を講ずるための体制を構築し、被害防止対策に取り組む。</p> <p>(2) 圏域内の市町境を越える鳥獣被害に対応するため必要な調整を行う。</p> <p>(3) イノシシ肉等を使用したジビエ料理、加工品等の開発を支援し、圏域全体で捕獲される有害鳥獣の有効活用を促進する。</p>	<p>(1) 甲及び関係機関等と連携し、有害鳥獣捕獲実施情報、捕獲状況、モデル的な鳥獣被害対策の実施状況及び取組等の効果的な対策を講ずるための体制を構築し、被害防止対策に取り組む。</p> <p>(2) 圏域内の市町境を越える鳥獣被害に対応するため、乙の圏域内の獵友会等と調整を行う。</p>
5 魅力ある雇用の場	<p>(1) 圏域経済の活性化に向けて、雇用</p>	<p>(1) 関係機関と連携し、雇用の受け皿の整備に向けた取組を推進す</p>	<p>(1) 関係機関と連携し、雇用の受け皿の整備に向けた取組を</p>

の創出	の受け皿の整備及び企業誘致を推進する。	<p>る。</p> <p>(2) 関係機関と連携し、新たな企業の誘致に向けた情報収集や情報発信に取り組む。</p> <p>(3) 乙と連携し、新たな企業の立地に伴う人材の確保や、労働者の住環境の整備、原材料の確保等に取り組む。</p>	<p>推進する。</p> <p>(2) 関係機関と連携し、新たな企業の誘致に向けた情報収集や情報発信に取り組む。</p> <p>(3) 甲と連携し、新たな企業の立地に伴う人材の確保や、労働者の住環境の整備、原材料の確保等に取り組む。</p>
-----	---------------------	---	--

エ エネルギー

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 再生可能エネルギー導入促進	(1) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、地域経済活性化を図る。	<p>(1) 乙及び関係他市町と連携し、再生可能エネルギーを活用した地域主導型の事業の検討を行うとともに、再生可能エネルギー関連産業の創出及び圏域内への誘致を行う。</p> <p>(2) 甲の区域の公共施設等への再生可能エネルギーの導入を推進する。</p>	<p>(1) 甲及び関係他市町と連携し、再生可能エネルギーを活用した地域主導型の事業の検討を行うとともに、再生可能エネルギー関連産業の創出及び圏域内への誘致を行う。</p> <p>(2) 乙の区域の公共施設等への再生可能エネルギーの導入を推進する。</p>

オ 教育文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 図書館ネットワークシステム(以下「図書館システム」という。)の構築・運用	(1) 圏域内の図書館等を相互利用することにより、住民の利便性向上を図る。	(1) 利用登録、貸出等の共同運用を乙及び連携市町と行う。 (2) 図書館システムの構築に関する費用及び甲の図書館等における図書館システム用端末機器の設置・保守に必要な費用を負担する。 (3) 図書館システムの運用に関し必要となる応分の費用を負担する。 (4) 図書館システムの運用に必要な利用者情報、図書情報等の登載、管理及び保守を行うとともに、電子書籍コンテンツの購入及び維持管理並びにインターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。 (5) 図書館システムの運用を円滑に行うため、運営協議会を設置し、運営する。	(1) 利用登録、貸出等の共同運用を甲及び連携市町と行う。 (2) 乙の図書館等における図書館システム用端末機器の設置・保守に必要な費用を負担する。 (3) 図書館システムの運用に関し必要となる応分の費用を負担する。 (4) 図書館システムの運用に必要な利用者情報、図書情報等の登載、管理及び保守を行うとともに、電子書籍コンテンツの購入及び維持管理並びにインターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。 (5) 運営協議会へ参画する。
2 児童生徒に対する支援	(1) 圏域の不登校児童・生徒の支援体	(1) 乙と連携し、圏域内の課題発見や早期解決を図るため、圏域内ス	(1) 甲と連携し、圏域内の課題発見や早期解決を図るため、圏

きめ細かな支援体制の確立に向けた取組	制の連携の促進を図る。	クールソーシャルワーカー等間の情報交換・意見交換を行う。	域内スクールソーシャルワーカー等間の情報交換・意見交換を行う。
--------------------	-------------	------------------------------	---------------------------------

別表第2（第3条関係）

ア 地域公共交通

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 交流人口の増加のための交通ネットワークの構築	(1) 九州新幹線の全線開業による誘客効果を大隅地域へ導入するとともに、大隅地域住民の県都鹿児島市への交通の利便性の向上を図るバスネットワークを構築し、運営する。	(1) 鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バス（以下「直行バス」という。）の運行を行うとともに、乙と連携して利用を促進する。 (2) 乙及び関係他市町と共同して直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続を調整し、利用者の利便性の向上を図る。 (3) 乙及び関係他市町と共同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。 (4) 直行バス、鹿児島空港直行バス（以下「空港バス」という。）、	(1) 甲と連携して、甲が運行する直行バスの利用を促進する。 (2) 甲及び関係他市町と共同して直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続を調整し、利用者の利便性の向上を図る。 (3) 甲及び関係他市町と共同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。 (4) 甲及び関係他市町と共同して甲のバス待合施設を活用した観光、イベント、交通情報等の提供を行

	<p>域の路線バス等の結節点となる鹿屋市中心部のバス待合施設の機能充実を図り、乙及び関係他市町と共同して観光、イベント、交通情報等の提供を行う。</p> <p>(5) 乙及び関係他市町と共同し、直行バス及び空港バス利用者へ広域観光及びイベントの情報を探求するため、バス運行事業者等との調整を行う。</p>	<p>う。</p> <p>(5) (1)から(4)までを推進するに当たり、必要な経費を負担する。</p> <p>(6) 甲及び関係他市町と共同し、直行バス及び空港バス利用者へ広域観光及びイベントの情報を提供する。</p>
(2) 東九州自動車道の開通による県外からの誘客の促進及び圏域住民の利便性の向上を図るために、福岡への高速バスの導入に向けて検討する。	<p>(1) 東九州自動車道の開通効果を圏域全体で享受し、交流人口の増加を図るため、鹿屋市と福岡を結ぶ高速バスの導入を検討する。</p> <p>(2) 高速バスの導入に必要な費用を負担するとともに、バス運行事業者等の関係機関と、必要な調整を行う。</p> <p>(3) 乙及び関係他市町と共同し、高速バスを利用した誘客の取組を推進する。</p>	<p>(1) 甲及び関係他市町と共同し高速バスの運行を支援する。具体的な支援に当たり、乙の費用負担が発生する場合は別に協議して定める。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と共同し、高速バスを利用した誘客の取組を推進する。</p>
(3) 圏域の物	(1) 乙及び関係他市町と	(1) 甲及び関係他市町

	<p>流、交流を支 えるさんふ らわあ大阪 志布志航路 (以下「さん ふらわあ」と いう。)、山川 根占フェリ ー等の海上 交通の利用 を促進し、運 行を維持す る。</p>	<p>共同し、鹿児島県等関 係機関との連携の下、 大隅総合開発期成会を 通じてさんふらわあの 利用を促進する。</p> <p>(2) 乙及び関係他市町と 共同し、さんふらわあ を利用したスポーツ合 宿等の誘致を行い、さ んふらわあの利用を促 進する。</p> <p>(3) 乙及び関係他市町と 共同し、鹿児島県等関 係機関との連携の下、 大隅総合開発期成会を 通じて山川根占フェリ ーの利用を促進する。</p>	<p>と共同し、鹿児島県 等関係機関との連携 の下、大隅総合開発 期成会を通じてさん ふらわあの利用を促 進する。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町 と共同し、さんふら わあを利用したスポ ーツ合宿等の誘致を行 い、さんふらわあの 利用を促進する。</p> <p>(3) 甲及び関係他市町 と共同し、鹿児島県 等関係機関との連携 の下、大隅総合開発 期成会を通じて山川 根占フェリーの利用 を促進する。</p>
--	---	---	--

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 圏域 への誘 客の促 進	<p>(1) 大隅地域 が一体とな り圏域への 更なる誘客 促進及び観 光 P R を行 う。</p>	<p>(1) 乙及び関係機関と連 携し、マーケティング 調査・分析等による戦 略に基づくプロモーシ ョンを行う。</p> <p>(2) 乙及び関係機関と連 携し、東九州自動車道、</p>	<p>(1) 甲及び関係機関と 連携し、マーケティ ング調査・分析等に よる戦略に基づくプ ロモーションを行 う。</p> <p>(2) 甲及び関係機関と</p>

	<p>さんふらわあ、九州新幹線等を活用し、また、圏域内における運動施設や宿泊施設、観光資源その他付隨する各種情報を有機的に結びつけて、スポーツ合宿や教育旅行等の誘致を促進する。</p> <p>(3) 乙及び関係機関と連携し、地域資源をいかした体験型観光の推進を図る。</p> <p>(4) 乙及び関係機関と連携し、戦略に基づき、観光物産フェア、キャンペーン等を実施する。</p> <p>(5) 圏域の観光案内等の情報発進の充実を図るとともに、観光客の利便性を高めるために圏域のイメージを統一した看板等の作成を行う。</p>	<p>連携し、東九州自動車道、さんふらわあ、九州新幹線等を活用し、また、圏域内における運動施設や宿泊施設、観光資源その他付隨する各種情報を有機的に結びつけてスポーツ合宿や教育旅行等の誘致を促進する。</p> <p>(3) 甲及び関係機関と連携し、地域資源をいかした体験型観光の推進を図る。</p> <p>(4) 甲及び関係機関と連携し、戦略に基づき、観光物産フェア、キャンペーン等を実施する。</p>
(2) 大隅地域が一体となり、地域の特性をいかした観光商品	(1) 乙及び関係機関と連携し、滞在交流型観光商品の開発、広域観光コースを確立する。	(1) 甲及び関係機関と連携し、観光資源の有効活用を図り、滞在交流型観光商品の開発、広域観光コー

	の開発等を行い、「地域の稼ぐ力」を引き出し、観光地域づくりを実現する。		スの立案等を行う。
2 定住、移住促進	(1) 圏域への定住・移住を促進するため、連携して定住促進等の取組を行い、都市部への情報発信を行う。	(1) 乙及び関係他市町と連携して圏域への定住・移住の促進に取り組む。 (2) 乙及び関係機関と連携し、圏域の豊かな自然環境や景観、イベントなどを圏域外に広くPRする。 (3) 圏域内に居住し活動する地域おこし協力隊等のネットワークを構築し、活動を支援するとともに、圏域一体となつた情報発信を行う。	(1) 甲及び関係他市町と連携して圏域への定住・移住の促進に取り組む。 (2) 甲及び関係機関と連携し、圏域の豊かな自然環境や景観、イベントなどを圏域外に広くPRする。 (3) 乙の区域内に居住し活動する地域おこし協力隊等を甲が構築するネットワークに参加させ、地域おこし協力隊等相互の連携を促進するとともに、圏域一体となつた情報発信を行う。
3 高規格道路等の整備	(1) 圏域内外を結ぶ高規格道路等の	(1) 乙及び関係他市町と連携し、圏域内外を結ぶ東九州自動車道や大	(1) 甲及び関係他市町と連携し、圏域内外を結ぶ東九州自動車

備促進	<p>整備促進や、域内主要幹線道路等の整備を連携して推進し、物流の円滑化や生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。</p>	<p>隅縦貫道、大隅横断道、都城志布志道路など高規格道路や国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進するため、大隅総合開発期成会等を通じた要望活動及び環境整備に取り組む。</p> <p>(2) 乙及び関係他市町と連携し、市町界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進し、域内の交通の円滑化を図る。</p>	<p>道や大隅縦貫道、大隅横断道、都城志布志道路など高規格道路や国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進するため、大隅総合開発期成会等を通じた要望活動及び環境整備に取り組む。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と連携し、市町界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進し、域内の交通の円滑化を図る。</p>
-----	---	--	---

別表第3（第3条関係）

ア 圏域内市町の職員等の交流

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 広域の計画策定や研修を通じた圏域内市町職員の交流の促進	(1) 圏域内の市町職員の広域的視点でのマネジメント能力の強化及び連携の促進を図る。	(1) 乙と連携し、圏域内の課題発見や早期解決を図るため、圏域内の市町職員間の情報交換・意見交換を行う。	(1) 甲と連携し、圏域内の課題発見や早期解決を図るため、圏域内の市町職員間の情報交換・意見交換を行う。

(2) 圏域内の市町職員間において、共通する行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展を目指すとともに、当該職員の能力向上を図る。	(1) 圏域内の市町職員の資質向上が期待できるDXの推進等の研修を企画・実施し、圏域内の市町職員に参加の機会を提供するとともに必要な費用を負担する。	(1) 必要に応じて、乙の職員を甲が行う研修会に参加させるとともに、必要な費用を負担する。
---	--	---

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市

代表者 鹿屋市長 中 西 茂



乙 曽於郡大崎町仮宿1029番地

大崎町

代表者 大崎町長 東 靖 弘



